

議案第74号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員の報酬月額の算定方法を変更する必要があるので、本案
を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1週間当たりの勤務時間を38.75」を「1月当たりの勤務時間を162.75」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。